

水道ジャーナリスト 有村源介の

源流 本流 汽水城

NO.17 落札しちゃった、どうしよう！？



夜間工事風景、1件1件の工事に
企業の死活がかかる



江戸時代初期の水インフラを
代表する辰巳用水（金沢市）

地方事業体の発注（調達）方式は過去数十年で大きく変わってきた。かつては発注権限を持った「お役人様」が圧倒的に強い権限を持っており、その象徴が「指名競争入札」だった。指名するに値する企業であることのコード、基準の類が無くは無かったものの、制度や基準の運用等どうにでもなるものであるから、要は担当者の判断、つまり心証がすべてを決定してきた。企業担当者が嫌われたらそれまでである。理由があろうが無かろうが理不尽だろうが、そんなことは全く関係ない。

この制度が「公正な競争」を妨げ、役所の権限が強すぎるから問題あり（癒着・汚職）、となつて、一般競争入札こそが正しいということが喧伝され、一般紙もそのことが正しいという論陣（という程のものではないが）を張つたため、かなりの公共団体・分野で一般競争入札が行われた。金額の上限と下限による予定価格帯を定め、一定条件を満たすという前提はあるものの、基本的な考え方が「一般」であるから多数の企業（特に、役所の受注実績を欲しい企業）が応札に押し寄せ、事務処理が不可能になってしまう事例が出てきた。

その反省から指名競争入札の復活と、「総合評価方式」が登場し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法、1995年）も制定された。極秘とされていた予定価格も事前公表されるケースも出てきて、「予定価格を漏らした」という“重罪”により、厳罰（懲戒免職）に処せられた人間は何人もいたが、翌日から「基本的には全て公表する」ということになって、「もう1日、（漏らすのが）遅かったら…」と嘆いたのかどうか。

入札制度を巡っては、信じられないような「大ちゃんぼ」も相当数、聞いた。紙による入札時代、応札数字を一桁二桁間違つて記入するといったこともあつて、それは電子入札

になった現在も変わらず、キーボードになっただけに、緊張感は紙入札時代よりも大きいかもしれない。紙入札の頃、日にち時間の勘違い、遅刻もあって、それが当事者の寿命を縮め、抱腹絶倒のドラマを全員で演じることになる。

「話し合い」は独占禁止法で禁じられており、その理由は、企業間の競争性を阻害し、受注金額を不当につり上げる許されざる行為である、とすることらしい。

「競争性」と言えばすべてが正義だと勘違いしている向きもあって、競争性と言いながら、「イノベーション」「世界に誇れる技術」「新技術によるブレークスルー」と平気で言う。そして、他企業にはない技術を開発し提案しても、競争性がない、と言って随意契約など考えたことすらない。「1社単独なので競争性がない」という台詞は、いい加減にやめないか？もっと悪質なのは、客観的にどうみても提示された条件（敢えて仕様とは言わない）を満たせるのは1社しかいない、あるいは、地理的な条件やこれまでの実績（既に事業所をもっているなど）から、その1社しか取りにいけない案件にも関わらず、競争入札による公正性を（主には）議会に対して演出するために、取る気のない企業に対して、発注者側から形だけの応札を強制する行為である。企業にとってこれほど迷惑なことはない。結局、役所が企業に貸しを作る形にならざるを得ないから、どこかで「お返し」をする事になって、この場合、見せかけの正義を演じて悪となる。

こうしたことへの対抗措置（ばかりでは無かろうが）として、企業側も勢い、話し合いをすることになる。めでたく（けしからんことに？）話し合いは成立したが、なんと落札予定者が入札会場に現れないではないか。某市某案件の実例である。困った“競争企業”の連中——この際、仲間とか同志と言おうか？——は、まさか入札室で話し合う訳にいかないから、恐らく高度なアイコンタクトを使って、予定価格帯の上限を越える金額を書き入れた札を入れて時間を稼ぐことになった。1回2回と不調・再入札を繰り返し、そうこうする内に、遅刻した本命が現れて、事なきを得たらしいが、本命企業以外、絶対に取りたくない案件、つまりは儲からない案件の競争入札付き合わされたわけで、社会的コストを增高させている。

2002年（平成14年）、改正水道法が施行され、水道の管理に関する技術上の業務を第三者に委託できる制度が創設されると、民間企業への委託の選定は、必然的に総合評価方式によることになった。3年あるいは5年の間、浄水管理を任せるのだから、単純に価格競争させて安い企業を選ぶことができないのは当然のことである。コンセッションが現実性を帯びてきた現在、第三者委託はこれからの主力市場になるから、大手エンジニアリングを中心に各分野の企業が集まって連携が生まれ、激しく競っていることはご同慶の至りである。何しろ、総合評価方式で“お付き合い”をさせられた日には、厚さ30cmになろうかという提案書を用意しなければならないのだから。

改めてお尋ねしますが、提案書作成にいかほどかかるか、ご存知ですよ？